第３章　契約

○大隅肝属広域事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

令和４年２月３日

大隅肝属広域事務組合条例第１号

大隅肝属広域事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第２条　長期継続契約を締結することができる契約に関しては、鹿屋市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年鹿屋市条例第226号）の例による。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。